

日本商品先物取引協会・相談センターからのお知らせ

紛争仲介に係る手数料について

日本商品先物取引協会・相談センターでは、紛争仲介において下記のとおり「申出手数料」及び「期日手数料」をご負担いただいております。

「成立手数料」につきましては、平成24年4月1日より当面、無料となりましたので、お知らせいたします。

紛争仲介に係る手数料について

I 申出手数料 1件 一律10,000円(消費税込)

申出手数料は、紛争仲介の申出の際に申出人の方にご負担いただくもので、紛争の額に関係なく一律10,000円(消費税込)です。紛争仲介の申出が受理されますと申出の受理通知が郵送されます。

II 期日手数料 初回期日分は無料、第2回目以降の負担額は1期日15,000円(消費税込)

紛争仲介が行われるごとに期日手数料がかかります。初回の期日分は相手方会員が全額負担しますので、申出人の方は無料ですが、第2回目以降の分から当事者各自に期日手数料として15,000円をご負担いただきます。

- 誤って納入された場合を除き、返還できません。
- 相談センターが指定する口座へお振込みいただきます。(現金での納入は扱えません。)
なお、振込手数料は各自ご負担いただくこととなります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

日本商品先物取引協会・相談センター 紛争仲介受付窓口

電話:03-3664-6244(直通)

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4 5階